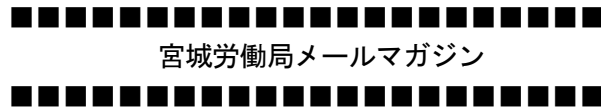


2020年7月2日発行



宮城労働局メールマガジン

---

目 次

《局長だより》

《お知らせ》

1. 宮城県雇用維持交付金（雇用調整助成金等への上乗せ助成）のお知らせ
2. 就職・人材確保応援メッセージを発信！
3. 業務改善助成金を活用して生産性の向上、従業員の賃金アップを目指しませんか？
4. STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン
5. 仙台地区の労働保険年度更新受付窓口で、働き方改革の出張相談コーナーを開設中です

---

《局長だより》

コロナによる移動制限も緩和され、企業活動も再開しつつありますが、回復までは長い道のりではないかと考えています。企業経営者におかれては、事業継続及び雇用維持に最大限努力されていることと思います。

宮城労働局としては、雇用維持を目的とした雇用調整助成金の利用を企業に促しており、6月末までに6,000件程の申請があり、その65%について支給決定の処理を済ませました。

しかしながら、企業によっては資金繰りが厳しく、休業手当を受け取れない労働者が無給で自宅待機となったり、不本意な離職となるケースも考えられるところです。こうした労働者を支援するために国の2次補正により新たに個人向けの休業支援金・給付金が創設されたところで、申請は厚生労働省HPで近々案内されます。宮城労働局では事務処理センターを7月1日にスタートさせ、迅速処理に努めてまいります。

- 
1. 宮城県雇用維持交付金（雇用調整助成金等への上乗せ助成）のお知らせ
-

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、雇用維持に要した経費の一部を上乗せして助成します。

◆対象：雇用維持のための措置として実施した休業等について、宮城労働局より「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主

◆助成率：事業主の支払った休業手当等と国の雇用調整助成金等との差額の1/2

※ただし、国の雇用調整助成金等と県補助額の合計で日額15,000円を上限とする。

◆受付期間：宮城労働局から支給決定を受けた日の翌日から起算して3か月以内

●HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/koyouiji.html>

【お問合せ先】 宮城県雇用対策課 雇用創出支援班 雇用維持交付金担当 (022-797-4026)

---

## 2. 就職・人材確保応援メッセージを発信！

---

新卒者等の就職について、地域の関係機関が緊密に連携し、就職・人材確保支援を検討・推進するため「令和2年度宮城新卒者等人材確保推進本部会議」が5月に開催されました。

新型コロナウイルスの影響が懸念される中、新卒者等の皆様が早期に安定した就職先を確保し、充実した職業生活を送ることができるよう、また、地元企業の皆様が優秀な人材を確保できるよう、新卒者等の皆様と企業の皆様との懸け橋となり、関係機関が総力を挙げて就職・人材確保の実現に向けて取り組むことをメッセージとして発信します。

具体的な就職・人材確保支援については、対象者別（高校生・大学生等・既卒者・在職者・外国人留学生・保護者・企業）の応援メニューを用意して、支援を実施してまいります。

●応援メニュー等（企業編）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/241.html>

●応援メニュー等（新卒者等編）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/310.html>

【お問合せ先】 職業安定課（022-299-8061）

---

### 3. 業務改善助成金を活用して生産性の向上、従業員の賃金アップを目指しませんか？

---

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

今年度は、支給要件の緩和（事業場規模を労働者数30人以下から100人以下に変更）、添付書類の削減（納税証明書等）、助成上限額の拡大（100万円から450万円へ拡大）等、より申請しやすく改善されていますので、ぜひご活用ください。

●助成金の詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8834）

---

### 4. STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン

---

これから暑さが増し、厳しい作業環境となり、熱中症の発生が懸念されます。昨年の全国での熱中症による労働者の死傷者数は829人で、宮城労働局管内でも10人が被災しています（いずれも休業4日以上）。また、全国では昨年だけでも25人が職場における熱中症で亡くなっています。

厚生労働省では、各種団体と連携し、7月を重点取組期間として、「STOP！ 熱中症 クールワークキ

キャンペーン」を展開し、特にその発生が多い7月及び8月に予防対策を強く呼びかけています。

熱中症予防のための大きなステップとして、「(1)暑さ指数(WBGT値)の把握」、「(2)測定した暑さ指数に応じた的確な対策」、「(3)熱中症予防管理者による巡視など労働者の体調や作業環境や作業の適切な管理」があります。また、少しでも異常を感じたら、作業から離脱させ、救急車等により病院に搬送し、病院搬送・救急隊到着までは一人きりとしなことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の予防のための「新しい生活様式」を保ちながら、適切な対策の確保をお願いします。

[STOP！熱中症 クールワークキャンペーン]

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/R2neccyuusyoucoolwork.html>

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の安全衛生担当までお尋ねください。

そのほかの資料も、宮城労働局や厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

---

5. 仙台地区の労働保険年度更新受付窓口で、働き方改革の出張相談コーナーを開設中です

---

◆労働保険年度更新受付窓口開設中◆

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について、令和2年8月31日まで延長したところですが、年度更新申告書の受付窓口は例年どおり開設しております。

○労働保険年度更新受付窓口（仙台）

仙台第4合同庁舎 2階会議室

（仙台市宮城野区鉄砲町1）

開設期間：令和2年7月10日（金）まで

開設時間：9:00～12:00、13:00～16:00

◆働き方改革についての出張相談窓口開設中（無料）◆

上記年度更新受付窓口では、「宮城働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）による出

張相談窓口を設けております。労働時間の見直し方法や最新の助成金情報に至るまで、働き方改革全般について、労働問題に精通した社会保険労務士による相談が受けられます。

なお、センターでは事業所等に対する個別の専門家派遣にも応じています。

○宮城働き方改革推進支援センター（0120-97-8600）

<https://miyagi-hatarakikata.jp/>

【お問合せ先】

労働保険の年度更新について  
労働保険徴収課（022-299-8842）

【お問合せ先】

「宮城働き方改革推進支援センター」による出張相談窓口について

雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- 
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）  
〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎  
電話 022-299-8834  
宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---